

川崎認定保育園を利用される保護者の皆様へ

川崎認定保育園の保育料の多子減免の拡充について

川崎市では、川崎認定保育園の保育料多子減免について、保護者と生計が同一の子が2人以上いる場合、きょうだいの年齢、利用施設等に関わらず、第2子以降の助成対象児童の月額保育料から16,000円を軽減することとし、令和6年4月から制度の拡充を実施します。

きょうだいの考え方について		
きょうだい	令和6年4月から	令和5年度以前
小学生以上（4月1日の時点で6歳以上の子ども）	対象 きょうだいとしてカウントする。 第2子以降の場合、月額保育料から16,000円を軽減	対象外 きょうだいとしてカウントをしない
小学校就学前児童 ※認可保育所、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育、幼稚園、認定こども園、川崎認定保育園、年度限定型保育事業などを利用	対象 きょうだいとしてカウントする。 第2子以降の場合、月額保育料から16,000円を軽減	対象 きょうだいとしてカウントする。 第2子以降の場合、月額保育料から10,000円を軽減
小学校就学前児童 ※該当する施設を利用していない児童	対象 きょうだいとしてカウントする。 第2子以降の場合、月額保育料から16,000円を軽減	対象外 きょうだいとしてカウントをしない

◎多子減免の対象について

- 次の条件にすべて該当する場合に対象になります。
 - ・保護者及び川崎認定保育園を利用する児童が、川崎市に在住し、かつ住所を有していること。
 - ・月の初日（初日が閉園日である場合は月の最初の開園日）から川崎認定保育園に在籍し週4日以上通園する児童であること。
 - ・保護者が1月において、64時間以上労働をしているなど『川崎認定保育園事業実施要綱第12条2項(1)ア〜ケ』に該当すること。

○多子減免の対象となる保育料

- ・川崎認定保育園を利用する児童の保育料が対象です。※延長保育料含む
- ・給食費や日用品、行事参加費などの諸費用は対象となりません。

◎申請方法について

○申請書類

（第8号様式の5）川崎認定保育園用多子減免申請書兼同意書

- 19歳以上のきょうだいや、別居しているきょうだい（寄宿舍等にお住まいのきょうだい）がいる場合、次の追加書類を御提出ください。
 - ・当該きょうだいと保護者の生計が同一であることが分かるもの

○提出方法

通われている園から申請書類をお配りしますので、必要事項を記入の上、添付書類を添えて園へ提出してください。

申請書様式は市ホームページでご確認ください。

URL : <https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000047262.html>



<お問合せ先>

川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育第2課
電話 044-200-3128
FAX 044-200-1519
メール 45hoiku2@city.kawasaki.jp

※令和6年第1回川崎市議会定例会の議決をもって決定します。